

条件付き一般競争入札(電子入札)を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び沼田市契約規則(平成17年規則第53号)第4条の規定により公告します。

令和7年9月26日

沼田市長 星 野 稔

記

○共通事項

1 利用システム

特に定めたもの以外は、すべてぐんま電子入札共同システム(以下「システム」という。)による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号に定める基準をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当していない者
- (2) 公告日現在の令和7年度沼田市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち個別事項記載の基準をすべて満たしている者。ただし、建設工事の場合、会社所在地中支店等とは、建設業法第7条第2号の許可を得た支店等であること。
- (3) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でない者
- (4) 公告日現在において、沼田市発注の建設工事における工事成績評定に係る指導書の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内でないこと。かつ、前回の建設工事の入札の公告日から公告日の前日までの間に同指導書の通知日を有しないこと。
- (5) 公告日現在において、工事成績評定に係る指導書又は警告書の通知を受けた日の翌日から起算して1年後の日までに工事成績評定65点未満の工事成績評定に係る警告書を受け、その翌日から起算して90日間ではないこと。

3 設計図書及び仕様書(以下「設計図書等」という。)を示す日時及び場所

公告日から入札日までの間、システムの入札情報公開サービスに掲載

4 設計図書に対する質疑

設計図書に対する質疑については、個別事項記載の期間内にシステムの入札情報公開サービスに掲載されている質疑応答書を財政課に提出すること。なお、回答については、質疑応答書提出者のみに回答する。

5 入札参加資格の確認

- (1) 建設工事の入札参加を希望する者は、主任技術者及び監理技術者の専任状況一覧表(以下「技術者一覧表」という。)を添付した競争入札参加資格確認申請をシステムにより個別事項記載の期間内に行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに資格確認申請を行わない者又は条件付き一般競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (2) 建設工事の案件で技術者一覧表に記載された配置可能技術者数を超えて入札参加申請を行った場合、技術者一覧表の配置可能技術者数を超えた以降の案件については、入札参加資格を無しとする。

- (3) 役務の提供の入札参加を希望する者は、「条件付き一般競争入札参加確認申請書」をシステムに添付することで申請を行う。ただし、個別事項に定めがある場合は、記載に従い該当書類を提出すること。
なお、必要書類の不足及び提出書類の記載に不備がある場合は、入札参加資格を無しとする。

6 入札及び開札の執行

- (1) 入札及び開札日時は個別事項記載のとおりとする。
- (2) 工事または業務委託(役務を除く)の入札に際して、入札書に記載された入札金額に対応する入札金額積算内訳書を提出しない場合、その入札を無効とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は2回とする。ただし、予定価格を事前公表する案件は1回とする。
- (5) 同価格の入札があった場合は、電子くじで落札者を定める。
- (6) その他、沼田市入札心得を厳守すること。

7 契約締結等

- (1) 落札者は、落札決定日より7日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札決定日は開札日の翌日とし、午前9時から案件番号順に随時行う。ただし、第2回入札があった場合の落札決定日は第2回の開札日当日とする。
- (3) 契約保証金は個別事項記載のとおりである。ただし、留意事項は次のとおりである。
沼田市契約規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 その他

上記に定めのない事項は、地方自治法施行令、沼田市契約規則、沼田市条件付き一般競争入札実施要綱、沼田市条件付き一般競争入札実施要綱細則、ぐんま電子入札共同システム運用基準による。

9 問い合わせ先

沼田市下之町888番地

沼田市総務部財政課契約係

電話:0278(23)2111(内線4052)

Email:keiyaku@city.numata.lg.jp